

“障害者”と“健常者” わけて 見ていませんか？

弱者ではなく。いち住民として。

令和6年度 障害者週間講演会（動画配信）

手話通訳付きで
弁護士が解説！

▶ パート1

義務化の意味すること

2024年4月1日より「合理的配慮の提供」が義務化。どんな対応を考えることが、合理的配慮なのか。知って欲しい。提供を行う側にも受ける側にも。具体例を交えて分かりやすく解説！

見ればあなたも気付ける、プラスの可能性！

▶ パート2

通報は全ての人を救う



完全に無くすことは難しい障害者虐待。被害者はもちろん、加害者も救うための働きとは。お互いの不利益を、最小限に抑えるためには。虐待の種類や事例を用いて考える！

恐れず通報するための知識を身に付けよう！



お問い合わせ

台東区役所障害福祉課 TEL:03-5246-1207 FAX:03-5246-1179

障害者虐待防止センター TEL:03-5808-0067 FAX:03-5824-5631
(浅草ほうらい相談支援事業所)

障害者週間ってなに？

障害への理解や障害者の社会参加などを目的とした、普及啓発週間(12/3~12/9)のことです。

今年は、障害者に関する法律「差別解消法」と「虐待防止法」について、動画で解説します。

配信期間

2024

12/3 火

▶ 2025

1/31 金

配信ページ

いつでも。どこでも。なんどでも。
区公式YouTubeで配信！

台東区 障害者週間



●動画視聴は無料ですが、視聴時には通信料がかかります。



動画の感想、取り上げて欲しいテーマなど、
みなさまの声を聞かせてください！



主催：台東区



まえぞの しんや
講師：前園 進也氏

サニープレイス法律事務所(埼玉弁護士会所属)

重度知的障害のある子の父親として障害分野に特化した弁護士活動を行う。

また、YouTubeチャンネル「障害者家族サポートチャンネル」などで情報を発信中。